

受領 令和 年 月 日  
午前 午後 時 分

# 離 婚 届

届出日を記入してください。

令和 元年 5月 1日届出

北海道旭川市長

方書も住民登録どおり  
記入してください。

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 北海道旭川市長印
送付 令和 年 月 日 第 号	
受付 書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 白票 住民票 通知	

(1) 氏名 夫... あさひかわ いちろう 妻 あさひかわ まちこ <b>旭川市郎</b> <b>旭川町子</b> 生年月日 大正 39年 1月 6日 大正 41年 7月 10日 住所 旭川市春光台3条4丁目 番地 20 50 旭川市東光4条3丁目 番地 80 60 (住民登録をしていいるところ) (マンション名案) 春光台3・4ハイツ204号室 (マンション名案) 世帯主の氏名 旭川市郎 旭川町子 本籍 北海道旭川市春光台3条4丁目20 番地 筆頭者の氏名 旭川市郎 父母の氏名 夫の父 旭川良夫 続き柄 妻の父 村田広政 続き柄 父母との続き柄 母 父母の婚姻中 ノブ 長 男 妻の父 父母の婚姻中 花枝 二女 他の義父母は その他の欄に 書いてください 父母との婚姻中 母の氏不要 (3) 離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 審判 令和 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定 (4) 婚姻前の氏に もどる者の本籍 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる 北海道旭川市春光台3条4丁目80 番地 旭川市東光4条3丁目80 番地 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 婚姻前の氏 婦の氏名 村田町子 むらたまちこ 筆頭者の氏名 (5) 未成年の子の氏名 夫が親権を行なう子 旭川太郎 妻が親権を行なう子 旭川ゆきこ (6) 同居の期間 昭和 63年 1月 から 平成 17年 3月 まで 平成 (同居を始めたとき) (7) 別居する前の住 所 まだ別居していない場合は空欄で結構です。 旭川市春光台3条4丁目 番地 20 50 春光台3・4ハイツ 204号室 (8) 別居する前の世帯のおもな仕事と <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(販売店は除く)の就用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯 (日々または1年末満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあってはならない就用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年末満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはならないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (9) 夫妻の職業 (国勢調査の年... 年...の1月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業 (10) その他 		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 旭川市郎 旭川	妻 旭川町子 旭川
事件簿番号	住所を定めた年月日	
	夫 SR 年 月 日	
	妻 SR 年 月 日	

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキ（消えるボールペン）で書かないでください。

箇頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届書は1通できしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。

そのほかに必要なもの 調停離婚のとき → 調停調書の謄本

認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本

審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書

判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

和解離婚のとき → 和解調書の謄本

**成人2名分必要です。**

証人		(協議離婚のときだけ必要です)	
(よみかた) 署名 (※押印は任意)	あさひかわ よしお <b>旭川 良夫</b> 平成 14年 10月 24日	むらた はなえ <b>村田 花枝</b> 平成 18年 2月 9日	
生年月日			
住所	旭川市5条通17丁目 <sup>111番地の7番</sup>	稚内市大黒4条9丁目 <sup>30番地</sup>	
本籍	北海府旭川市5条通17丁目 <sup>111番地7番</sup>	北海府天塩郡天塩町新栄通6丁目 <sup>8番地</sup>	

→ 証人に不備がある場合は受付できないことがあります。

□には、あてはまるものに☑のようにしてしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に用いていた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考慮なければならぬこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしをつけてください。

☑ 面会交流について取決めをしてている。  
□まだ決めていない。

面会交流：未成年の子を離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□の動

てはまるものにしをつけてください。  
☑ 養育費の分担について取決めをしている。

養育費：経済的に自立していない子（例えば、ブルバイト等による収入があるて石井世する場合があります）の衣食住に必要な経費。教育費、医療費など。

□まだ決めていない。

**このチェック欄についての法務省の解説動画**

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引き」を読んでください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページにも掲載しています。



法務省 離婚



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や法律費用等の支援をご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0170-0700774 【公式ホームページ】<https://www.lawteam.moi.go.jp>

署名は必ず本人が自著して下さい。  
離婚によって、住所や世帯主が変わるのは、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続が必要となりますので、ご注意ください。  
なお、離婚届と同時にこれらの届けを出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。

	本人確認	不受理
夫	有(運 )無 通	有・無
妻	有(運 )無 通	有・無
使 者	有(運 ) 氏名 住所 電話 開帳	無
通知	合和	年 月 日

日中連絡の取れるところ

(夫)090-1234-5678

電話 (妻)080-1234-5678

自宅・携帯・勤務先・呼出

番  
方